

東伯中学校昇降機前防煙スクリーン更新工事

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A－0	タイトル、図面リスト	A－6	2階平面図	E－1	電気設備工事 特記仕様書（1）
A－1	建築改修工事 特記仕様書（1）	A－7	3階平面図	E－2	電気設備工事 特記仕様書（2）
A－2	建築改修工事 特記仕様書（3）	A－8	1階部分平面・断面図	E－3	1階電気設備図
A－3	建築改修工事 特記仕様書（8）	A－9	2階部分平面・断面図	E－4	2階電気設備図
A－4	配置図	A－10	3階部分平面・断面図	E－5	3階電気設備図
A－5	1階平面図	A－11	防煙スクリーン詳細図		

(有)アーク設計工房 琴浦事務所

					東伯中学校昇降機前防煙スクリーン更新工事	ARCH 有限会社 アーク設計工房 一級建築士 第262287号 杉嶋 信次 TEL 0858-52-3599/FAX 0858-52-3599	NO. A－0 DRAWING NO 2026.8
					タイトル、図面リスト		
					NO SCALE		

1. 工 事 場 所 鳥取県東伯郡琴浦町徳万236番地
2. 敷 地 面 積 28,358.00 m²
3. 地 域 地 区 都市計画地域 (〇 内 ・ 外) 市街化調整区域 (・ 内 ・ 外)
用途地域 (指定なし) 防火地域 (指定なし)

[illegible]

(1) 図面及び特記仕様書に記載されている事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁官制部定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事標準）令和7年版」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。ただし、改修標準仕様書に規定されている項目以外は、国土交通省大臣官庁官庁官制部定「公共建築工事標準仕様書（建築工事標準）令和7年版」（以下、「標準仕様書」という。）による。

(2) 調査者は、建築基準法に基づく完了検査（中間検査含む）の検査には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料等（報告書等）を用いるとする。

(3) 電気及び機械設備工事を本工事に含む場合、電気及び機械設備工事それそれの工事仕様書を採用する。

特記仕様

(1) 項目は番号に○印のついたものを適用する。

(2) 特記事項は○印のついたものを適用する。
○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
○印と※印のついた場合は共に適用する。

(3) 項目に記載の○印の表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（ ）の表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

(4) 図は、「国等では以下で環境問題等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す。判断の基準は「環境等問題等の調達の推進等に関する基本方針（令和4年2月25日変更閣議決定）」（環境省のホームページからダウンロード可能）による。

(5) 関係法令（条約を含む）の改正等により、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議を行うものとする。

(6) 材料及び製造所等の記載は順不同である。

章	項 目	特 記 事 項
① 一般共通事項	① 適用基準等	※ 建築工事標準詳細図（令和４年版） 国土交通省大臣官庁官庁営繕部整備課編纂修（以下「標準詳細図」という） ※ 建築改修工事監理指針（令和４年版） 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 ※ 工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編（平成３０年版） 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 ・ 建築物解体工事標準仕様書（令和４年版） 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 ・ 建築工事監理指針（令和４年版） 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修
	② 官公庁その他への手続 [1. 1. 3]	工事の施工に伴い必要な官公署、その他への手続き、検査並びにその費用は、本工事請負者の負担とする。
	③ 電気保安技術者 [1. 3. 3]	担当技術者の職務を補佐し、当該工事の工事期間中自家用電気工作物の保安の業務を行うものとする。
	④ 工事安全計画書 [1. 3. 7]	建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督員に提出する。
	⑤ 発生材の処理等 [1. 3. 12]	・ 引渡しを要するもの（ ） ・ 特別管理産業廃棄物（ ） ・ 処理方法（ ） ・ 現場において再利用を図るもの（ ） ・ 再生資源化を図るもの（ ） ・ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ・ 建設発生木材 ・ ＰＣＢ含有シーリング材の調査・処理 ・ 第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の必要を判定する。 採取箇所 ※図示 採取箇所数 計 箇所 ・ 第二次判定 専門分析機関にてＰＣＢ含有量の分析を行う。 分析個数 計 箇所 ・ 除去履歴工事 除去範囲 ※図示 ・ せっこうボードの処理 ・ 石綿含有せっこうボード 改修特記仕様書第９章による ・ ひ素・カドミニウム含有せっこうボード ・ 製造業者に回収委託 ・ 埋立処分（管理型最終処分場） 処分施設の名称・所在地（ ） ・ 石綿含有、ひ素・カドミニウム含有以外のせっこうボード ・ 再資源化（再資源化施設） ・ 最終処分（管理型最終処分場） 処分施設の名称・所在地（ ）
	⑥ 環境への配慮 [1. 4. 1]	化学物質を放散させる建築材料等 1) 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上り塗材は、セトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、セトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用しものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。 2) ホルムアルデヒド放散量の区分において、規制対象外とは次の①又は②に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条の第7項1に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の第7項4の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

①

材料の品質等
[1. 4. 2]

3)

ホルムアルデヒド放散量の区分において、第三種とは次の①又は②に該当する材料を指す。
① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド放散建築材料
② 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。）に留意する

材料・機材等の品質及び性能

1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能有するものとする。
2) 標識に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承認を受ける。
3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
4) 本工事に使用する材料のうち、5) に指定する材料の製造業者等は、次の①～④の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承認を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承認を受けた場合はこの限りではない。
① 品質及び性能に関する試験データが整備されている。
② 生産施設及び品質の管理が適切に行われている。
③ 安定的な供給が可能である。
④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得している。
⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性がある。
⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられている。
5) 製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型専用鋼製デッキプレート	現場発泡断熱材
鉄骨柱下無収縮モルタル	フリースアクセスフロア
無収縮グラウト材	可動間仕切り
乾式保溫材	移動間仕切り
既調合モルタル	トイレブース
ルーフドレン	煙突用成形ライニング材
吸水調整材	天井点検口
錠前箱	床点検口
クローザ箱	グリーチング
自動扉機構	屋上緑化システム
白閉式上吊り引戸機構	トップライト
重量シャッター	ボリマーセメントモルタル
軽量シャッター	既調合日当たり
オーバーヘッドドア	鋼鉄製ふた
防水膜	

8

石綿含有建材の調査
[1. 5. 1]

調査

※石綿含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う
貸与資料（ ）
・分析による石綿含有建材の調査
分析対象
アクチノライト、アモサイト、アンソファイト、クリソタイル、クロシドライト、
トレモライト
分析方法

材料名	分析方法（定性）	分析方法（定量）
	JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	JIS A 1481-3又はJIS A 1481-4
・ 箇所	・ 箇所	・ 箇所
・ 箇所	・ 箇所	・ 箇所
・ 箇所	・ 箇所	・ 箇所

材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと
サンプル数 1箇所あたり3サンプル
採取箇所 ・ 図示

9

施工数量調査
[1. 6. 2]

調査範囲 ※外壁（庇、笠木共） ・ 屋根 ・ 図示
調査方法 ※テストハンマーによる打診及び目視 ・ 図示
外壁調査は、外壁改修フローに対応する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う
屋根調査は、防水面のひび割れ、浮き、欠損部、目地欠損部及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。
また、その報告書は、調査結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に2部提出する（必要に応じて写真等を添付する。）

10

調査のための破壊部分の補修
[1. 6. 3]

補修方法 ※ 図示

11

技能士
[1. 7. 2]

下表により適用する技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う
（技能士：職業能力開発促進法による一般技能士又は単一等級の資格を有する者）
また、その技能士はそのが技能士であることがわかる名札（下図参照）を常時着用する

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	・ とび作業
防水改修工事	防水施工	・ アスファルト防水工事作業
		・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
		・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業
		・ 合成ゴム系シート防水工事作業
		・ 塩化ビニル系シート防水工事作業
		・ セメント系防水工事作業
		・ シーリング防水工事作業
		・ 改質アスファルトシートトーチ工法
		防水工事作業
		・ F R P防水工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	・ 樹脂接着剤注入工事作業
		左官
		・ 左官作業
建具改修工事	サッシ施工	・ タイル張り
		・ タイル張り作業
		・ ビル用サッシ施工作業
		・ ガラス工事作業
		・ 自動ドア施工作業
内装改修工事	建具製作	・ 木製建具加工作業
	ガラス用フィルム施工	・ 建築フィルム作業
	建築大工	・ 大工工事作業
		・ 内外装板金作業
		内装仕上施工
	表装	・ 鋼製下地工事作業
		・ プラスチック系床仕上工事作業
		・ カーペット系床仕上作業
		（2級及びプラスチック系仕上工事作業を含む）
		・ ボード仕上工事作業
	左官	・ 壁装作業
	タイル張り	・ 左官作業
		・ タイル張り作業

		建築改修工事 耐震改修工事	建築 とび 鉄筋施工 型枠施工 コンクリート圧送施工 鉄工 配管 路面表示施工 造園	・ 建築塗装作業 ・ とび作業 ・ 鉄筋組立作業 ・ 型枠工事作業 ・ コンクリート圧送工事作業 ・ 構造物鉄工作業 ・ 建築配管作業 ・ 溶解ペイントマーカー工事作業 ・ 加熱ペイントマシナーカー工事作業 ・ 造園工事作業
		環境配慮改修工事		

《技能士名札参考図》

○

技能士

職種 建築大工

級別 1級

氏名 ○山○夫

血液型 ○型

勤務先 ○○工務店

自宅 鳥取市

発行 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

←技能士の職種により色を変えることも可

←技能士の職名

←技能士の級別

←技能士の氏名

←技能士の血液型

←技能士の勤務先

←技能士の自宅

←技能士の発行元

9.0 mm

5.5 mm

12 化学物質の濃度測定
[1. 7. 9]

1) 測定対象室のホルムアルデヒド、ステレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する。
・ パラジクロロベンゼンを追加して分析を行う

測定対象室 ()

2) パッシュ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う。

① 30分間換気
測定対象室のすべての窓及び扉（送り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、30分間換気する。

② 5時間閉鎖
①の後、測定対象室すべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、送り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を開放したままとする。

③ 測定
イ ②の状態のままで測定する。
ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。なお、8時間測定の場合は、午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。
ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。

④ 分析
測定対象化学物質を採取したパッシュ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。

⑤ その他
監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受ける。

13 完成写真

下記のものを監督職員に提出する。

区 分	分類・規格	撮影箇所	部数	備考
※ 工事記録写真	カラーサービス判	各工種の工程毎	1部	
※ 完成写真	カラーサービス判	○ 内部 3箇所	2部	各箇ごとに撮影
		・ 外部 箇所	2部	
・	カラーキャビネ判	・ 内部 箇所	部	
		・ 外部 箇所	部	
・ パネル	カラー	・ 西7切 箇所	2部	
		・ 平切 箇所		
		・ 全紙 箇所		
	電子データ又はネガの提出【工事記録写真】	(要 ・ 不要)		
	電子データ又はネガの提出【完成写真】	(要 ・ 不要)		

14 完成時の提出図書

下記のものを監督職員に提出する

- ※ 原簿A1と版又は2版（設計図の第2原簿修正不可） 1部
- ※ CADデータ 1式
- ※ 原簿の大型コピー（白紙）の2つ折製本 2部
- ※ 縮小2つ折製本（A4） 2部
- 複写 縮小版A4（ ） 2つ折りファイル 2部

完成図の種類及び内容（改修前後の状態が分かるように整備する）

- ・ 案内図・配置図：配置図には外構整備、屋外給排水系統図含む
- ・ 改修概要図：改修概要、部位等を表示する
- ・ 平面図：室名、耐震壁（防火壁）、避難施設等を表示する
- ・ 立面図：外壁仕上、補修範囲等を表示する
- ・ 断面図：階高、天井高等を表示する
- ・ 仕上表：屋外、屋内（各階）の仕上表を表示する
- ・ 構造図：機、構造躯体等を表示する
- その他：（防煙スクリーン完成図、電気設備完成図）
- ・ 原因アース・製本図面の背表紙に「施設コード・部局名称」ラベルを貼付ける

15 設備工事との取り合い

設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。

設備工事との取り合い	建 築	電 気	機 械
・ コンクリート壁、床、築装飾部	補強		
	開口		
・ 鉄骨造の開口及び補強			
・ 照明器具・幹線等の吊りボルト			
・ 軽量鉄骨壁のボックス取付用下地			
・ 増込分電盤・端子盤・プルボックスの 仮枠及び増込部分の補強	仮枠		
	補強		
・ OAFフロア・フリースペースフロアの切込み及び補強			
・ 増込機器取付用の天井	切込		
・ 壁の切込加工、下地の補強	補強		
・ 自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及び ドアクローズ、フロアヒンジ			
・ 電気室、自家発電室などの基礎及びビット（蓋を含む）			
・ テレビアンテナ	基礎		
	アンカーボルト		
・ 天井点検口			
・ 機器類のコンクリート基礎	屋内・屋外設置		
	屋上設置		

16 撤去部分

コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。
ダイヤモンドカッター切り深さ（※30mm程度）

17 適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積荷重算の算定には次の条件を用いる。

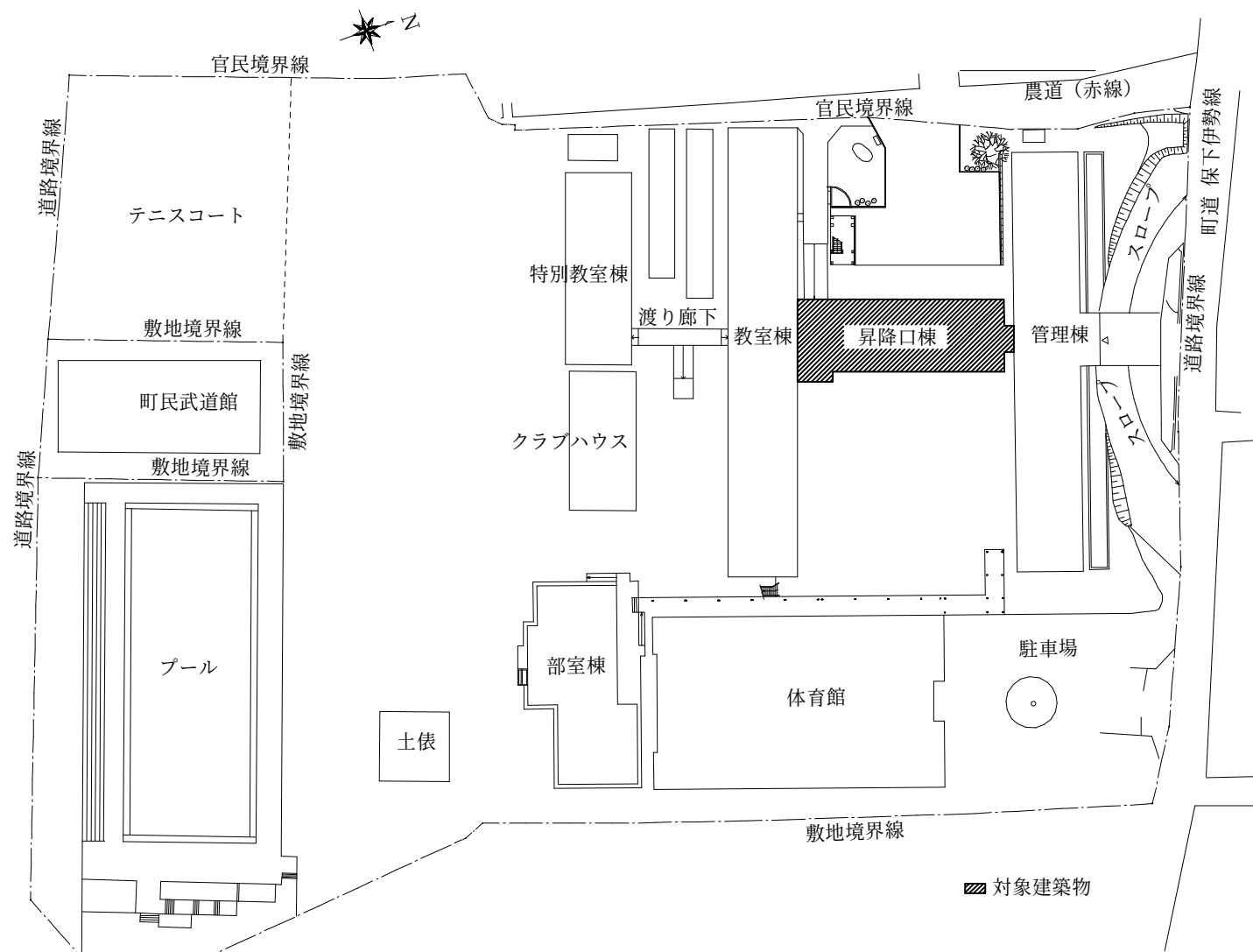
基準風速 $V_o =$ m/s

地表面粗度区分 Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ

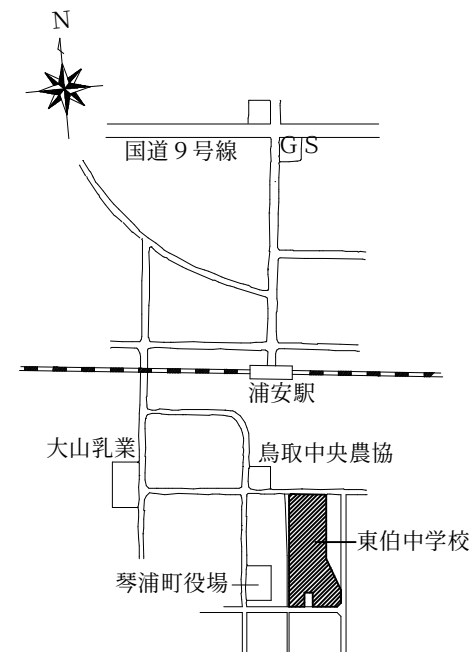
積雪区分 平成12年5月31日建設省告示第1455号 別表 ()

	⑤ 保全に関する資料 [1. 9. 3] ⑩ 火災保険等 20 環境配慮 21 建設リサイクル法 22 鳥取県福祉のまちづくり条例 23 景観形成条例 24 建築物省エネ法	下記のものA4版ファイルに製本して監督職員に提出する。 ○ 主な主要資材、機器等のメーカー及び施工者一覧表 ○ 機器性能試験成績書及び取扱説明書 ○ 保証書 ○ 官公署届出書類（保守に必要とするもの） ○ 建築物の保守に関する説明書、指導案内書 工事目的物及び工事材料等工事途中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に加入する。 (保険の加入期間は、工事完成引き渡しまで(概ね工期+23日)とする。) 鳥取県公共事業環境配慮指針 ※ 対象工事 ・ 非対象工事 ※ 対象工事 ・ 非対象工事 ※ 対象工事 ・ 非対象工事 ※ 対象工事 ・ 非対象工事 ※ 対象工事 ・ 非対象工事
② 仮設工事 ⑦ 足場その他 [2. 2. 1] [2. 2. 1] ⑧ 既存部分の養生 [2. 3. 1] 4 仮設間仕切り [2. 3. 2] 5 監督職員事務所 [2. 4. 1] ⑨ 表示板	1 騒音・粉じん等の対策 [2. 1. 3] 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用方式により行う。 外部足場 ○設置する(範囲 ※工事に必要な範囲) ・設置しない 防護シート ・設置する(範囲 ※工事に必要な範囲) ・設置しない 内部足場 ○設置する(※脚立、足場板等) ・設置しない 材料、撤去材等の運搬方法 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 C種：利用可能なエレベーター() D種：利用可能な階段() 養生方法等 ○既存部分の養生方法 ※ビニルシート、合板等による ・既実家具、既存設備等の養生方法 ※ビニルシート等 ・既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ※ビニルシート等(取外し再付けを行う) 保管場所 ※構内既存施設内 ・固定された家具等(備品、机、ロッカー等)の移動 ※行う(図示) 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれがある場合は養生を行う。また、万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。 仮設間仕切り及び仮設間の設置箇所 ※図示 仮設間仕切りの種別と材質等 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示 A、B種の仕上げ材 ※石こうボード(G8-R 厚9.5mm) ・合板(普通合板 厚9mm) A、B種の片面への塗装等 ・行う ※行わない A種のグラスウール等の充填材 ※ 行う(JIS A 6301グラスウール吸音材2号32K 厚50mm) ・ 行わない 仮設部の種別 ※木製(合板張り程度) ・ ※ 設ける m程度 ・設けない 現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示事項による。 ・ 既存建物内の一部を使用する(場所) ・ 構内に新設する 規模 (m²)	工事表示板 900 × 1,100 御通行中の皆様へ 1,200 × 1,100
③ 防水改修工事 1 降雨時に対する養生方法 [3. 1. 3] 2 既存防水層の処理 [3. 1. 4] [3. 2. 3. 4. 6]	横内既存の施設 ※ 利用できる(※ 有償 ・ 無償) 横内既存の施設 ※ 利用できる(※ 有償 ・ 無償) 横内既存の施設 ・ 利用できる 工事現場のイメージアップ	※改修標準仕様書3.1.3.5(7)～(9)による。 既存保護層の撤去 ・行う(範囲 ・図示) ・行わない 既存防水層の撤去 ・行う(範囲 ・図示) ・行わない 露出防水層表面の仕上げ塗装の除去 (入方) ・M4S ・M4SI ・M4C ・M4DI ・L4X) ・行わない 改修用ドレン ・設ける(・POAS ・POASI ・POD ・PODI ・POS ・POSI ・POX) ・設けない

	HEAD	CHIEF	DRAW	TITLE	 有限会社 アーク設計工房 一級建築士 第262287号 杉嶋 信次 TEL 0858-52-3599/FAX 0858-52-3599	NO. A - 1
				東伯中学校昇降機前防煙スクリーン更新工事		DRAWING NO
				特記仕様書 (1) NO SCALE		2026.8

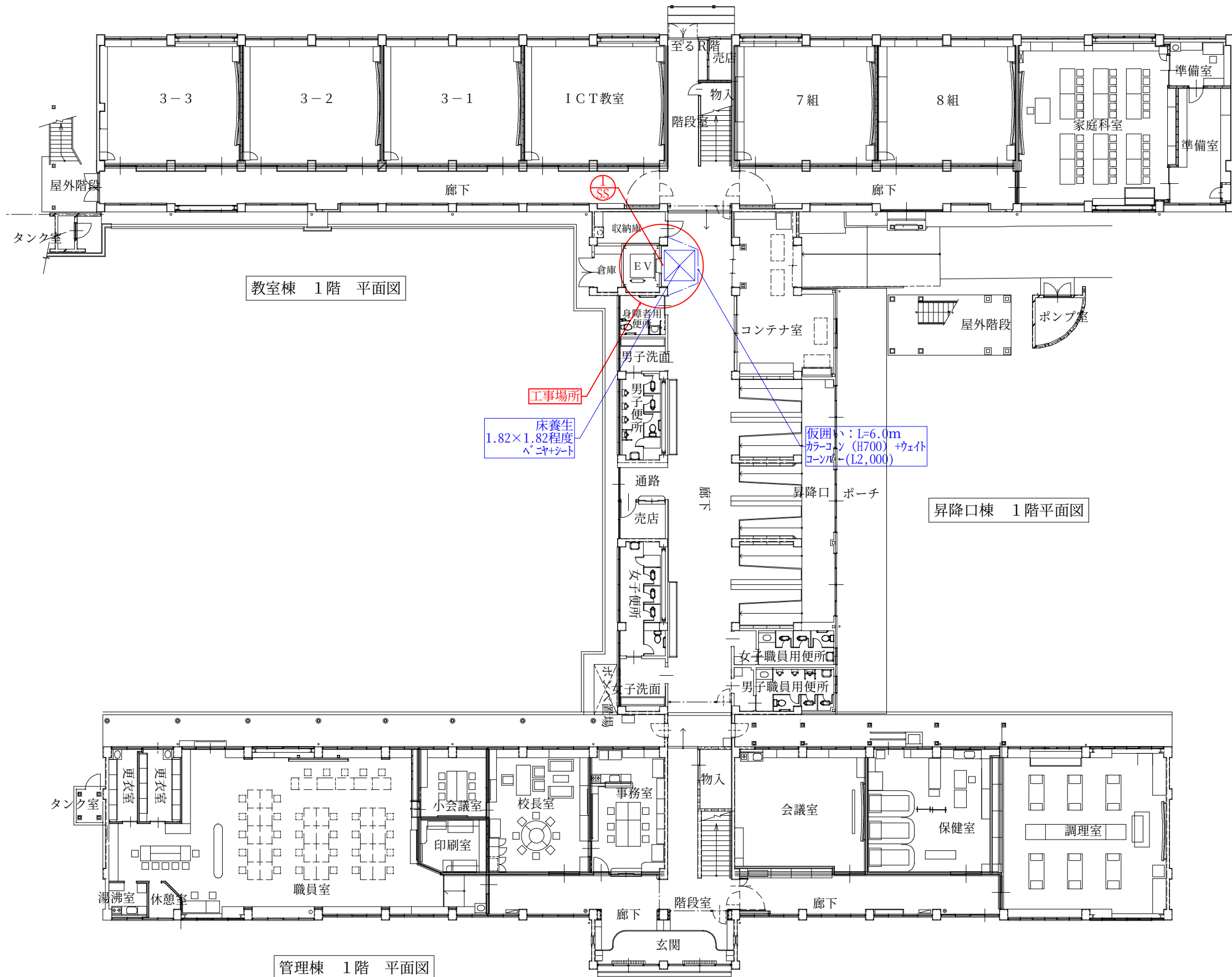


配置図 S=1:1000



付近案内図

面積表 (㎡)						
敷地面積		28358.00				
名称	建築面積	床面積				
		1F	2F	3F	塔屋	計
管理棟・教室棟・昇降口棟	1939.31	1753.94	1654.67	756.29	31.52	4196.42
特別教室棟	292.50	292.50	205.80	205.80		704.10
体育館	1152.53	1136.23	190.50			1326.73
部室棟	435.51	381.51				381.51
クラブハウス	210.00	207.50				207.50
渡り廊下	186.13	186.13				186.13
自転車置場	200.43	200.43				200.43
土俵	121.00	121.00				121.00
プール附属棟	150.00	150.00				150.00
計		7473.82				



教室棟 1階 平面図

昇降口棟 1階平面図

管理棟 1階 平面図

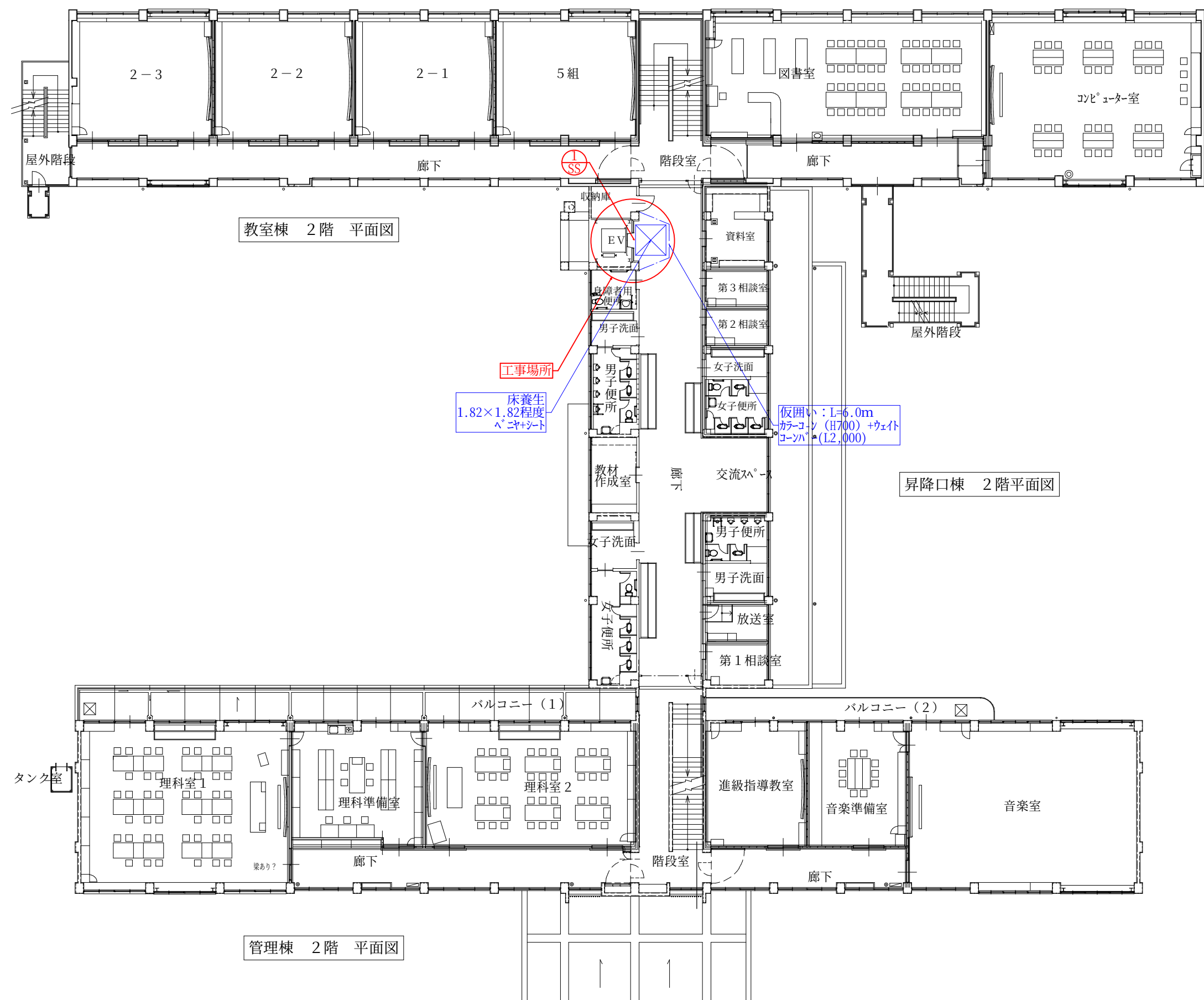


HEAD	CHIEF	DRAW	TITLE
			東伯中学校昇降機前防煙スクリーン更新工事
			1階平面図

東伯中学校昇降機前防煙スクリーン更新工事
1階平面図
S=1:250

ARCH アーク設計工房
有限会社
一級建築士 第262287号 杉嶋 信次
琴浦事務所
TEL 0858-52-3599/FAX 0858-52-3599

NO. A - 5
DRAWING NO. 2026.8

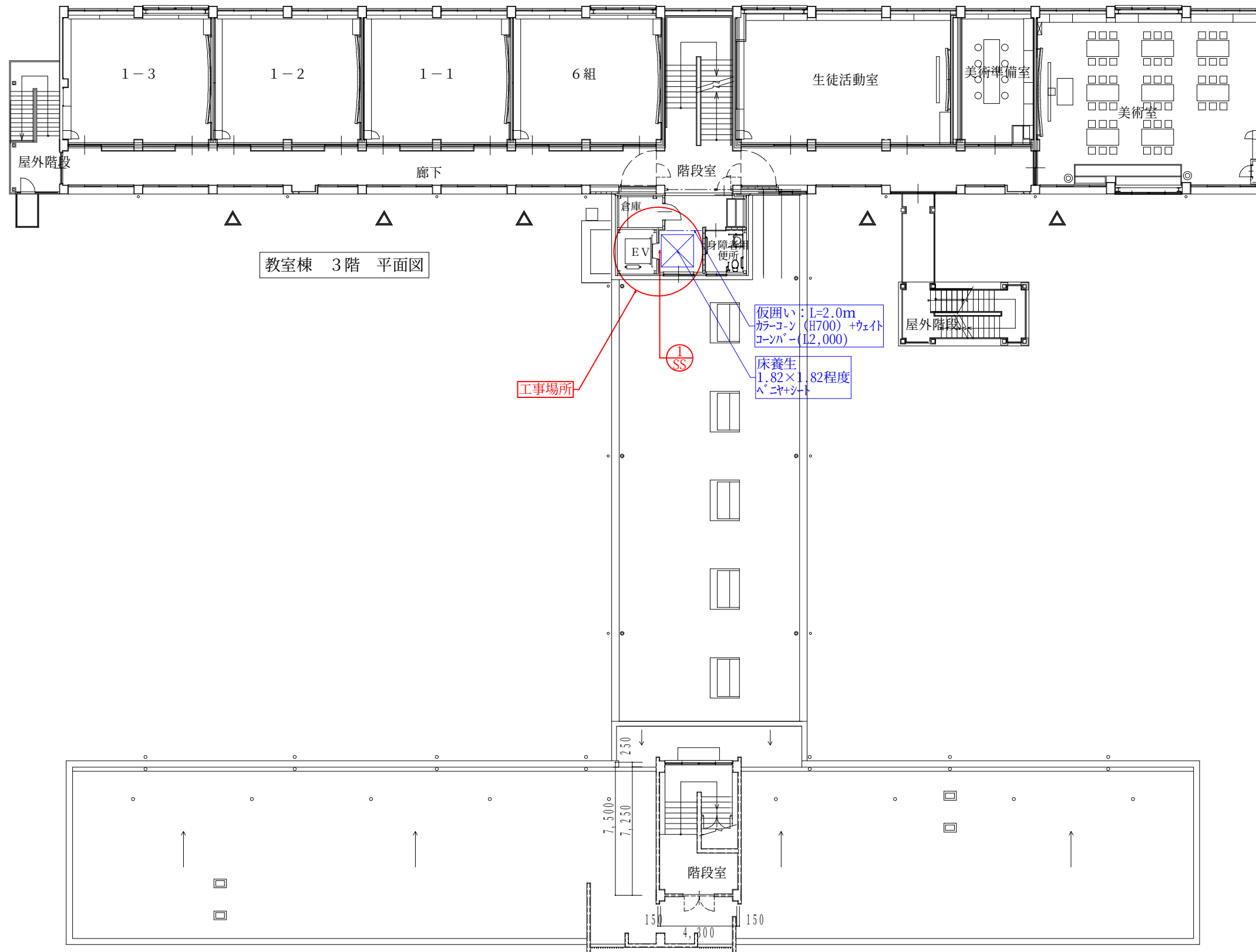


教室棟 2階 平面図

昇降口棟 2階平面図

管理棟 2階 平面図



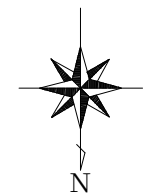
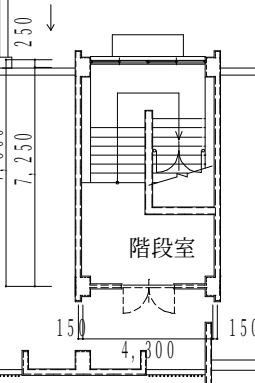


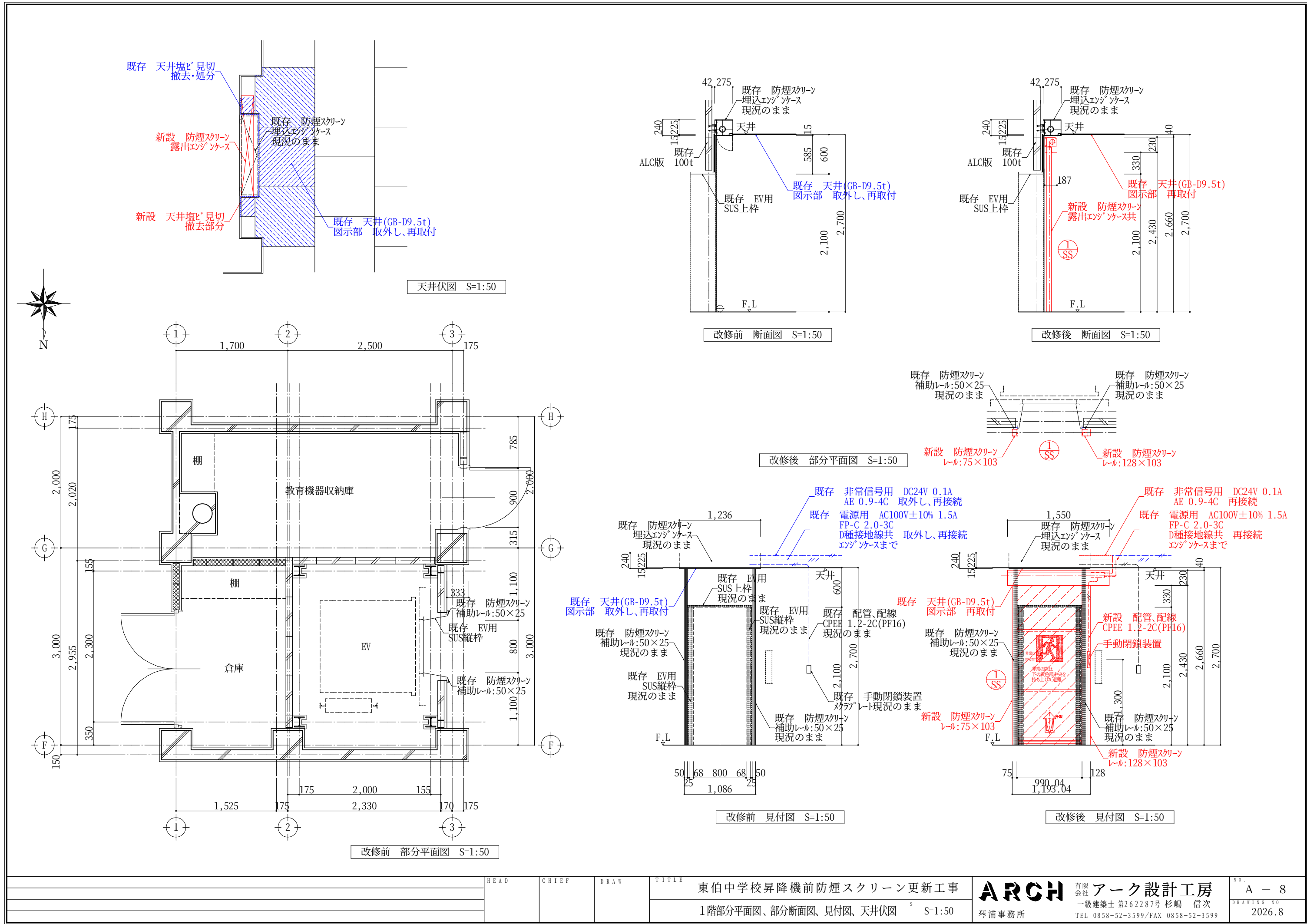
教室棟 3階 平面図

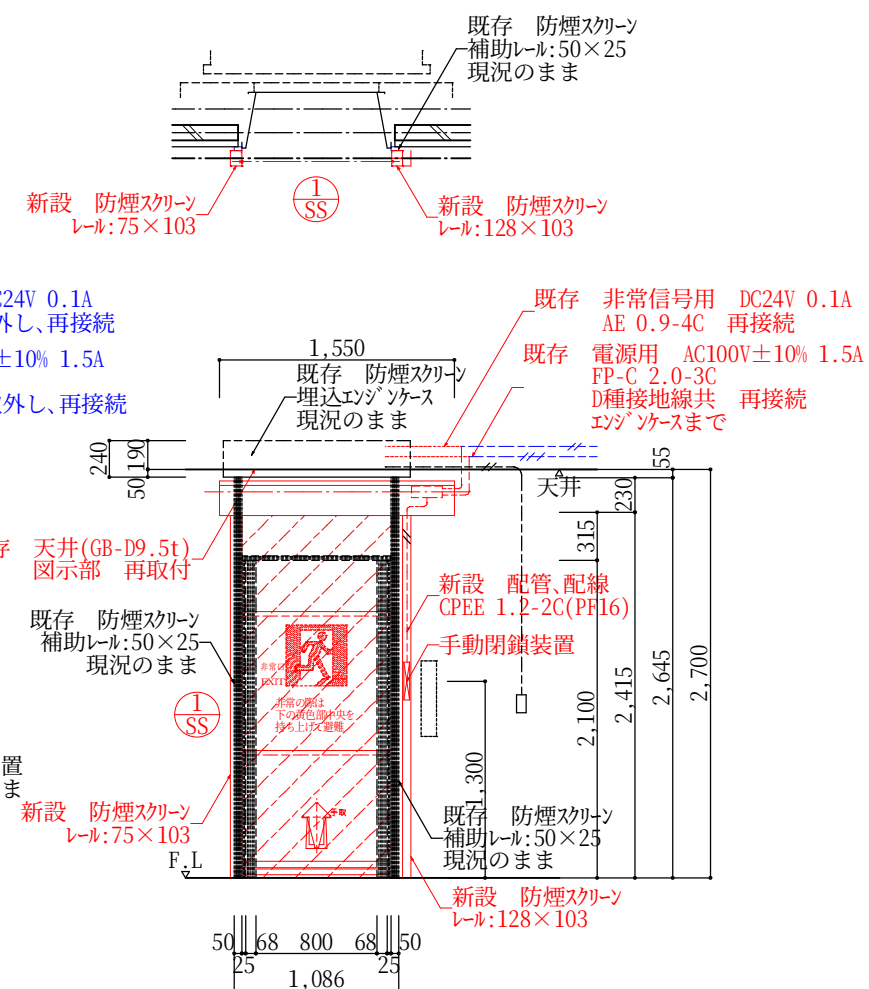
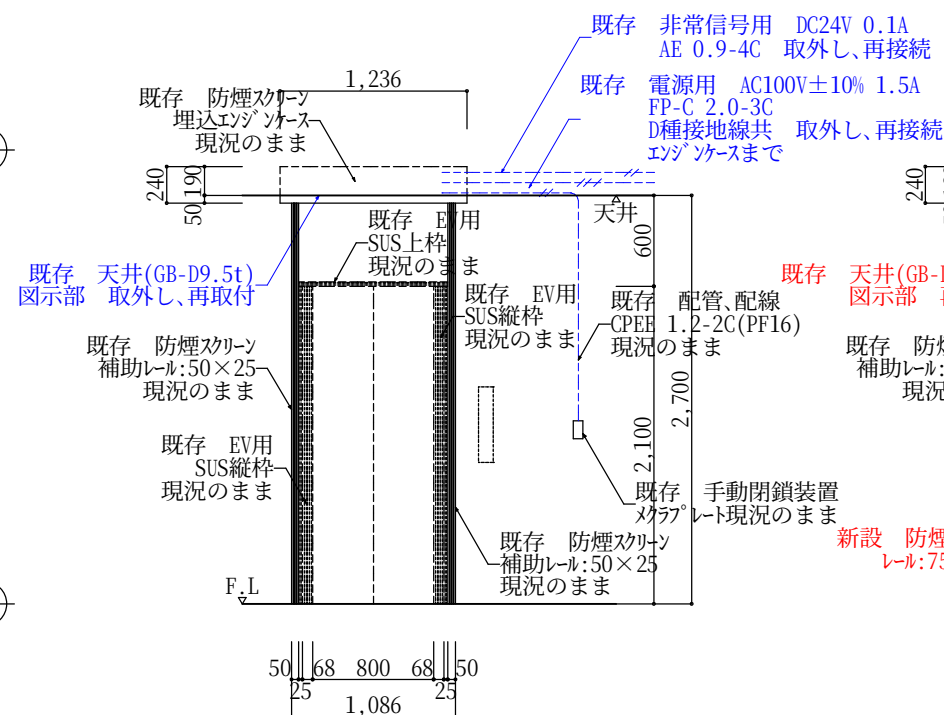
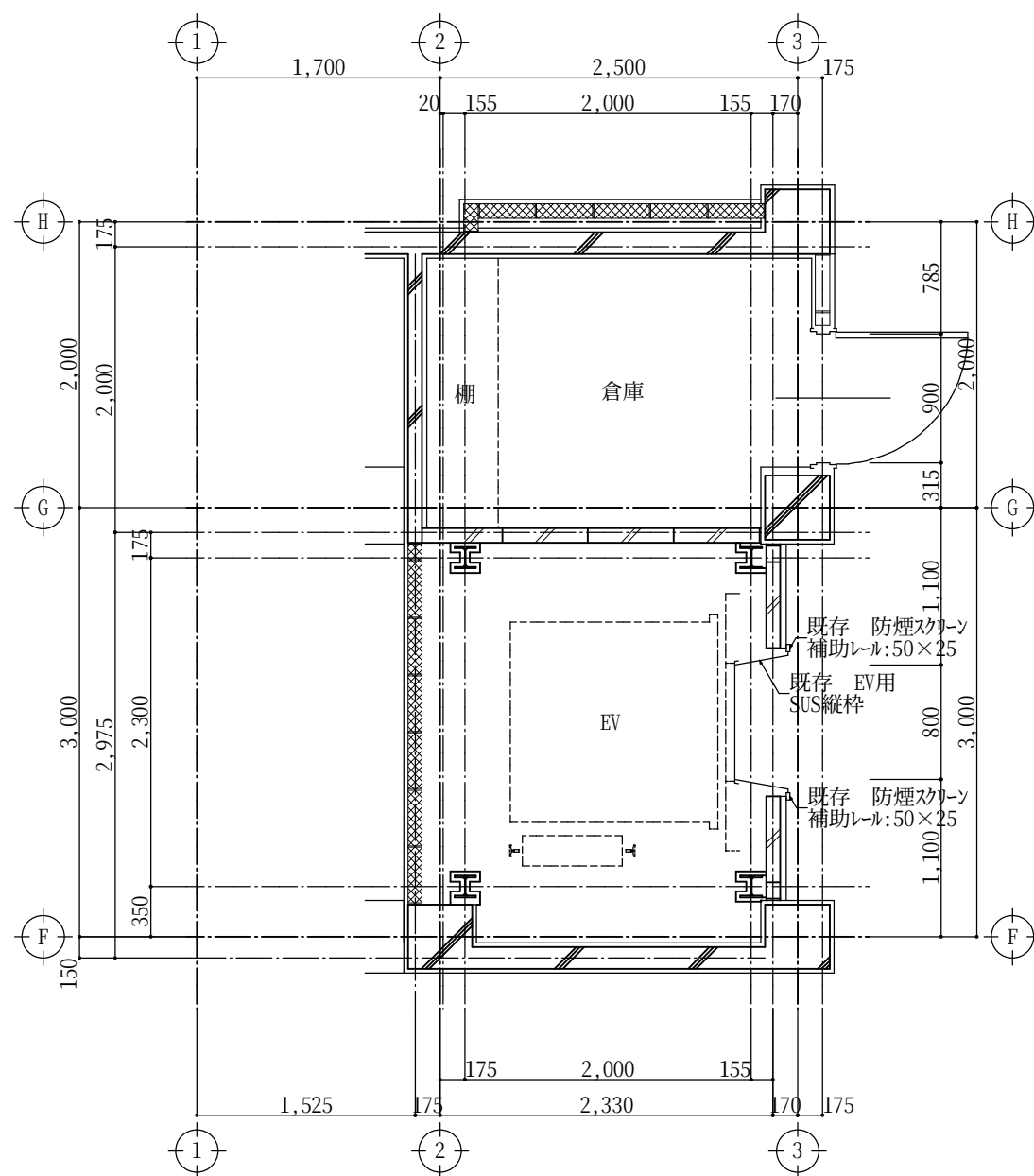
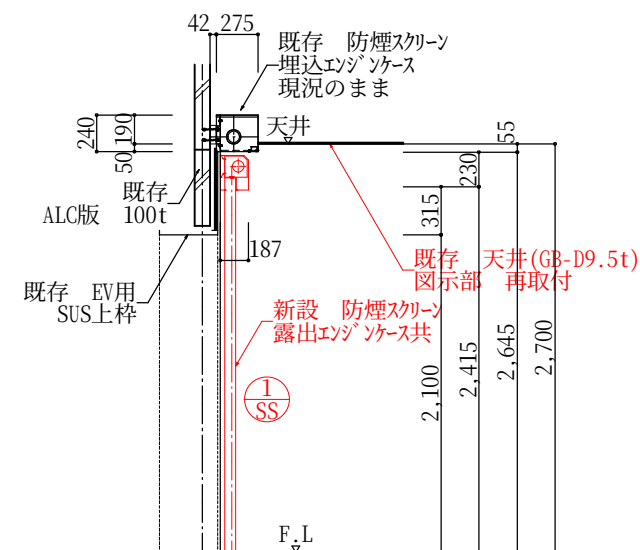
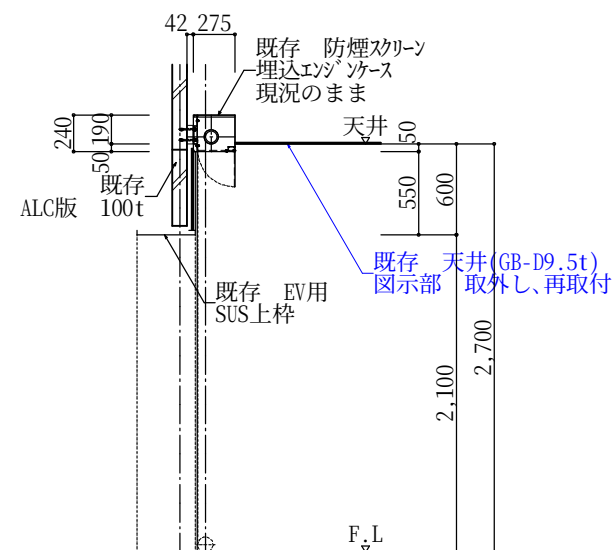
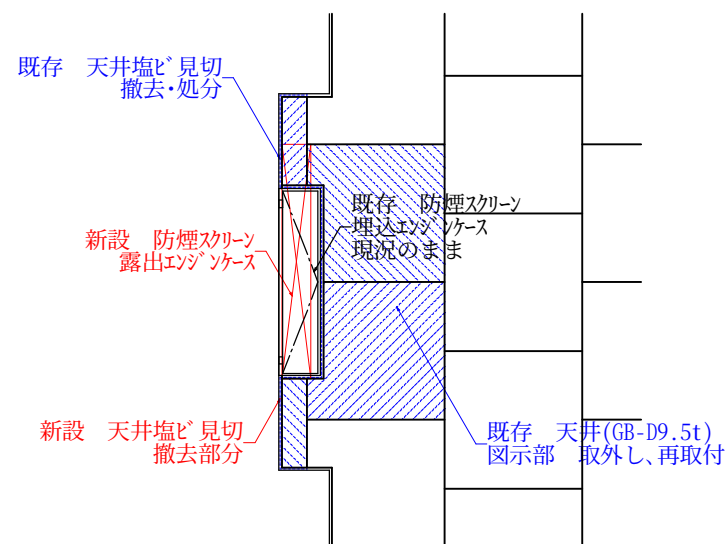
工事場所

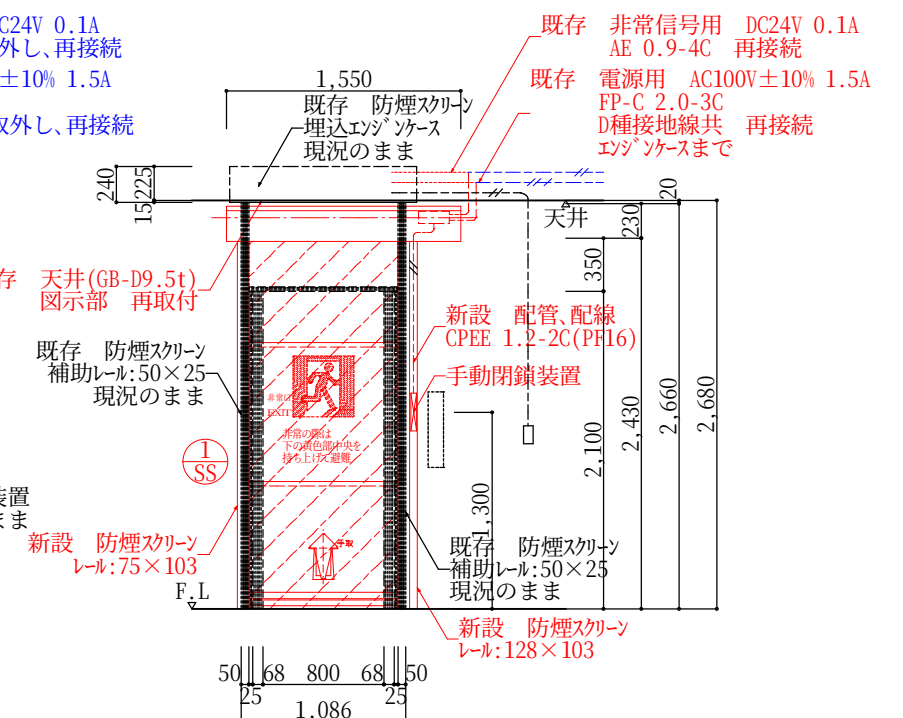
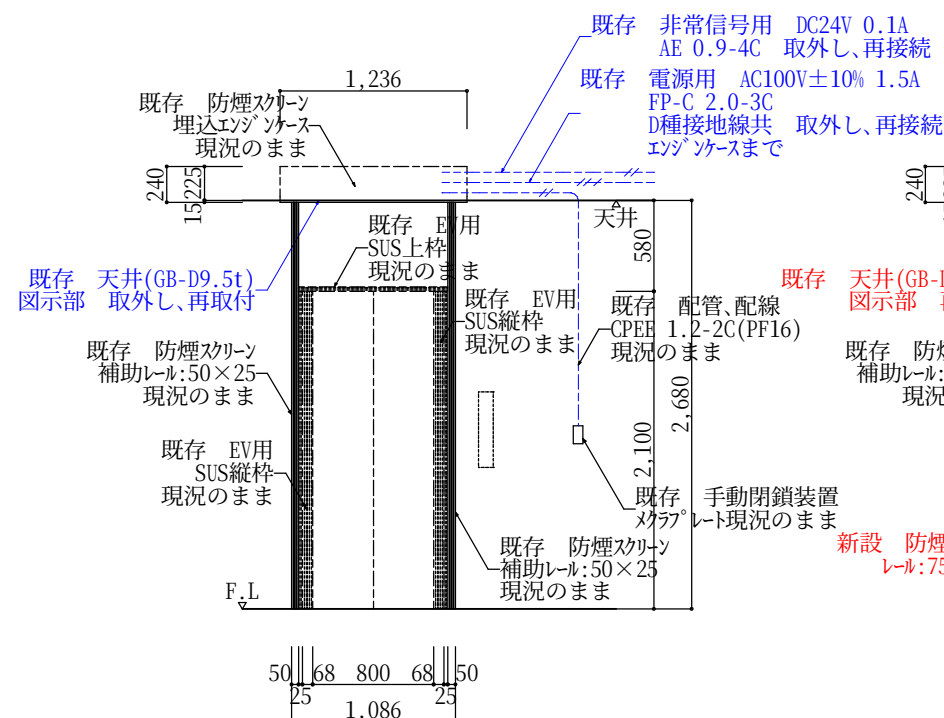
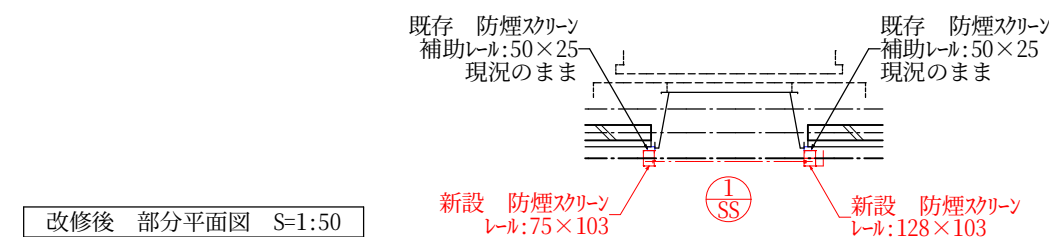
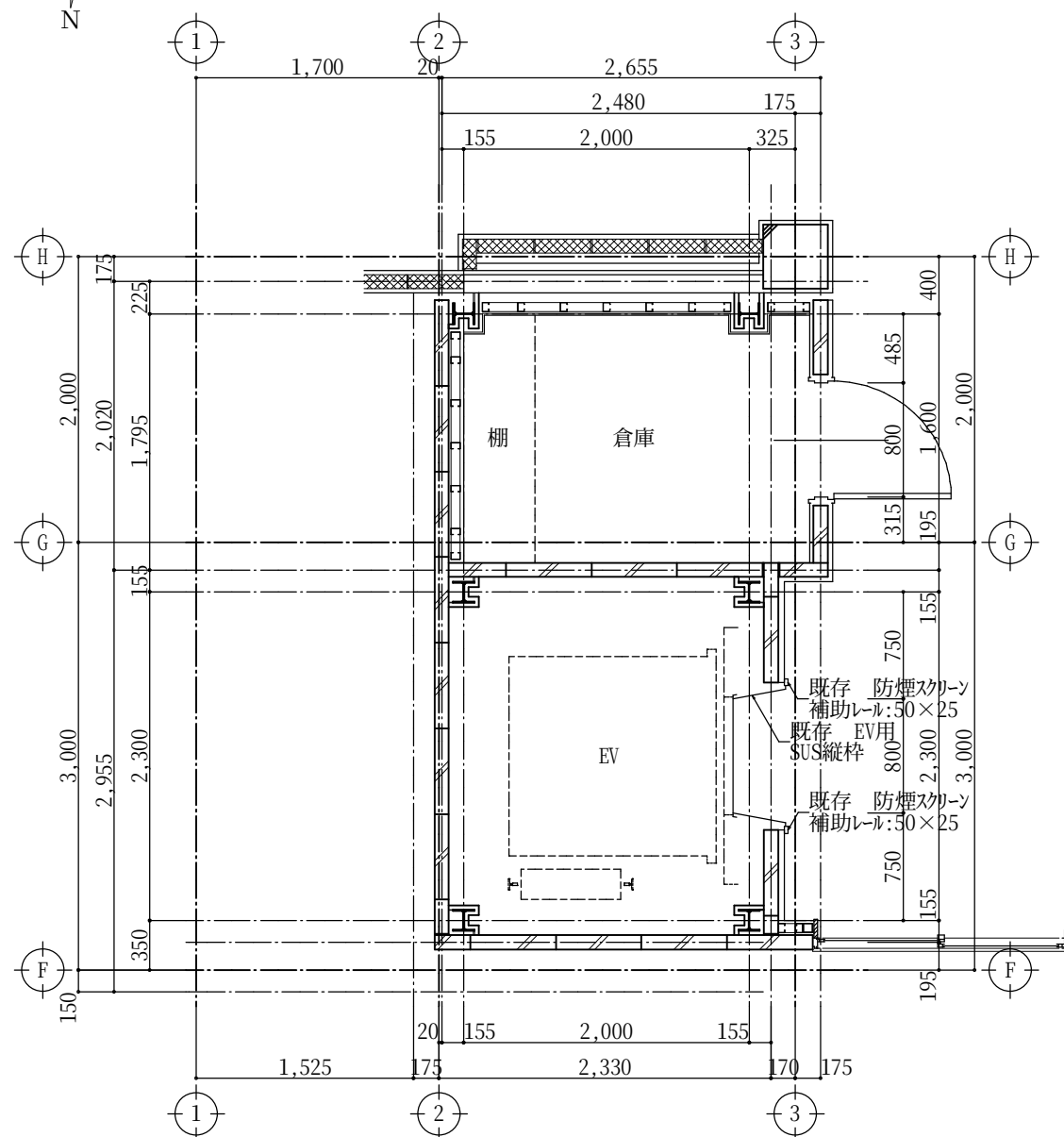
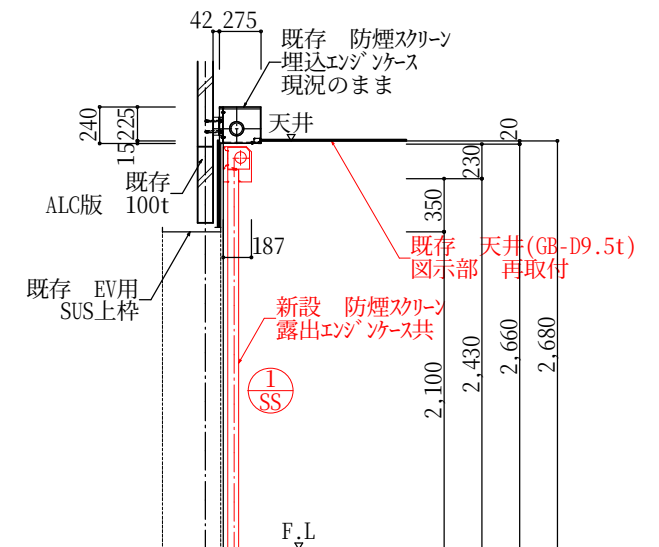
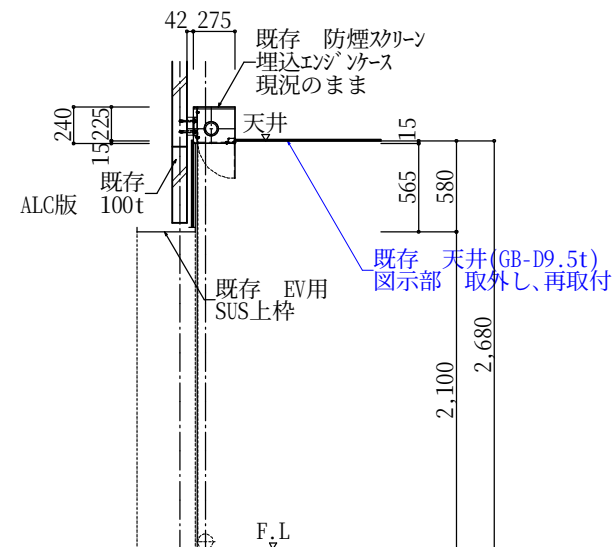
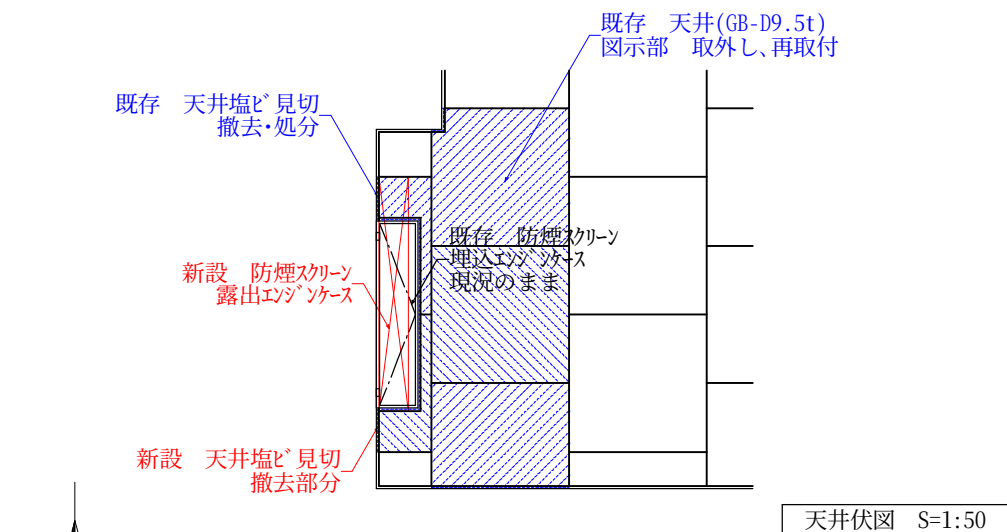
仮囲い：L=2.0m
カーゴーン (H700) + ウェイト
コーンバー (L2,000)

床養生
1.82×1.82程度
バリアシート









				HEAD	CHIEF	DRAW	TITLE	 有限会社 アーク設計工房 一級建築士 第262287号 杉嶋 信次 TEL 0858-52-3599/FAX 0858-52-3599 琴浦事務所		No. A-10 DRAWING NO. 2026.8
							東伯中学校昇降機前防煙スクリーン更新工事			
							1階部分平面図、部分断面図、見付図、天井伏図	S	S=1:50	

電気設備工事特記仕様書

I. 工事概要

1 工事場所

鳥取県東伯郡琴浦町徳万236番地

2 建物概要

番号	建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考
1	東伯中学校	RC	3	4,196.42	(7) 項	
2					() 項	
3					() 項	
4					() 項	
5					() 項	

3 工事種目

(● 印の付いたものが対象工事種目)

工事種目	番 号	1	2	3	4	5	屋外	備 考
● 電 灯 設 備								
● 動 力 設 備								
● 電 熱 設 備								
● 雷 保 護 設 備								
● 受 変 電 設 備								
● 電 力 貯 蔵 設 備								
● 発 電 設 備								
● 構内情報通信網設備								
● 構 内 交 換 設 備								
● 情 報 表 示 設 備								
● 映 像 ・ 音 響 設 備								
● 拡 声 設 備								
● 誘 導 支 援 設 備								
● テレビ共同受信設備								
● 監視カメラ設備								
● 駐車場管制設備								
● 防犯・入退室管理設備								
◎ 火 災 報 知 設 備		○						
● 中央監視制御設備								
● 医療関係設備								
● 構 内 配 電 線 路								
● 構 内 通 信 線 路								
● テレビ電波障害防除設備								
● 機 械 設 備 工 事								
● 建 築 工 事								

4 設備概要

(本工事における工事種目ごとの概要を示すもので、仕様を規定するものではない。)

● の付いたものを適用する。

	項 目	特 記 事 項
電 灯 設 備	● 電 気 方 式 ● 非 常 用 照 明 器 具 ● 誘 導 灯	幹線 ● 単相3線式100／200V ● 直流2線式100V 分岐 ● 単相2線式 (● 100V ● 200V) ● 直流2線式100V 光源 ● LED ● 蛍光灯 ● 白熱灯 電源 ● 電池内蔵形 ● 電源別置形 ● 避難口 ● 階段通路 ● 廊下通路 ● 室内通路
動力設備	● 電 気 方 式	幹線 ● 三相3線式200V ● 単相2線式200V ● 単相3線式100／200V 分岐 ● 三相3線式200V ● 単相2線式 (● 100V ● 200V)
雷保護設備	● 受 雷 部 ● 避 雷 導 線 ● 接 地 極	● 突針 ● 棟上げ導体 ● その他金属体 () ● 建築構造体利用 ● 引下げ導線 ● 建築構造体利用 ● 接地極埋設
受変電設備	● 電 気 方 式 ● 契 約 電 力 ● 設 備 方 式 ● 機 器 類	高压 三相3線式 6.6kV 低压 ● 三相3線式200V ● 単相3線式100／200V ● 単相2線式 (● 100V ● 200V) 改修工事 既存設備 ● kW 新営工事 ● 100kW未満 ● 100kW以上500kW未満 ● 500kW以上 ● 屋内形 ● 屋外形 ● キュービク式配電盤 (● PF形 ● CB－1形 ● CB－2形) ● 高压スイッチギア、変圧器盤 (CB－3形) 変圧器 三相 kVA、単相 kVA ● 油入 ● モールド 主遮断器 ● 限流ヒューズ ● VCB

電力貯蔵設備

● 直 流 電 源 装 置
● 交 流 無 停 電 電 源 装 置 (UPS)

発 電 設 備

● 自 家 発 電 装 置
● 太 陽 光 発 電 装 置
● 風 力 発 電 装 置

通 信 情 報 設 備

● 構 内 情 報 通 信 網 設 備
● 構 内 交 換 設 備
● 情 報 表 示 設 備
● 映 像 ・ 音 響 設 備
● 拡 声 設 備
● 誘 導 支 援 設 備
● テレビ共同受信設備
● 監視カメラ設備
● 駐 車 場 管 制 設 備
● 防 犯 ・ 入 退 室 管 理 設 備
● 自 動 火 災 報 知 設 備
◎ 自 動 閉 鎖 設 備
● 非 常 警 報 設 備
● ガス漏れ火災警報設備

中 制 央 御 監 視 設 備

● 形 式
● 監 視 制 御 対 象 設 備
● 伝 送 方 式

構 内 配 電 線 路

● 電 気 方 式
● 施 工 方 法
● 外 灯 点 滅 方 式

構 信 内 線 通 路

● 用 途
● 施 工 方 法

テ 波 除 障 害 防 電 設 備

● 対 策 方 策
● 責 任 分 界 点

Ⅱ. 特 記 仕 様

1 一 般 事 項

(1) 現場説明書、質問回答書、特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の標準仕様等のうち、◎ 印の付いたものによる。
◎ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）（以下、「標準仕様書」という。）
◎ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
◎ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和4年版）（以下、「標準図」という。）
(2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針（令和4年版）」（以下「監理指針」という。）を適用する。
(3) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの標準仕様書等及び監理指針を適用する。

2 特 記 事 項

(1) 項目は番号に ○ 印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は ◎ の付いたものを適用する。
◎ の付かない場合は、※ 印の付いたものを適用する。 ◎ と ⊗ の付いた場合は共に適用する。
(3) 一般共通事項のうち (1, 2, 4, 8, 9, 11, 12, 13, 14, 15, 35) 項は、◎ 建築 ● 機械設備 工事特記仕様書による。

	項 目	特 記 事 項
一 般 共 通 事 項	1 官 公 署 そ の 他 の 手 続 2 電 気 保 安 技 術 者 3 電 気 工 事 士 4 工 事 安 全 計 画 書 等 5 発 生 材 の 分 析 及 び 処 理	工事の施工に伴い必要な官公署その他への手続き、検査並びにその費用は、請負者の負担とする。 工事現場におく電気保安技術者は、鳥取県総務部営繕工事自家用電気工作物保安規程第5条に定める工事担当技術者の職務を補佐し、当該工事の工事期間中自家用電気工作物の保安の業務を行うものとする。 なお、電気保安技術者の資格は標準仕様書第1編第1章第3節1. 3. 2によるものとし、一般用電気工作物に係る工事についても、自家用電気工作物の場合と同様の業務を行うものとする。 契約電力500kW以上の場合においても、第1種電気工事士により施工を行う。 建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に工事安全計画書を作成し監督職員に提出する。 引渡しを要するもの ※ 無し ● 有り () 引渡しを要するもの以外は、構外搬出適切処理とする。 特別管理産業廃棄物 ※ 無し ● 有り ● 本工事において調査を行う (● PCB使用機器 ● アスベスト含有設備資機材 (● 配線用遮断機 ●)) PCB使用機器は関係法令等に従い適切に処理する。 撤去予定機器の微量PCB分析 ※ 無し ● 有り

⑥ 機 材 等

⑦ 機 材 の 品 質 ・ 性 能 証 明

8 施 工 図 等

9 完 成 写 真 等

⑩ 完 成 図 等

11 他 工 事 と の 取 合 い

12 工 事 用 電 力 ・ 水 ・ そ の 他

13 表 示 板

14 足 場

一般共通事項

本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等以上の品質及び性能を有するものとする。
また、製造者等が定められている機材については、Ⅲ. 機材によるほかこれらと同等以上のものとする。ただし、これらと同等以上のものとする場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料をあらかじめ監督職員に提出して承諾を受ける。
なお、（一社）公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」による場合は評価書の写しを監督職員に提出するものとする。
使用する機材がⅢ. 機材による場合は、標準仕様書第1編第1章第4節1. 4. 2(2)の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。ただし、標準仕様書に規定される製作図、試験成績書等は除く。
提出した施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は発注者に移譲するものとする。
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「工事写真撮影ガイドブック電気設備工事編 平成30年版」によるほか、監督職員の指示による。下記のものを提出する。

区 分	分類・規格	撮影箇所	部 数	電子データの提出
工 事 写 真	カラーサービス判	各工種工程毎	※ 1部	● 部 ● 要 ● 不要
完 成 写 真	カラーサービス判	監督職員の指示による	※ 2部	● 部 ● 要 ● 不要

次の図書を工事の完成引渡し時に監督職員に提出する。 ◎ 建築工事特記仕様書による

区 分	名 称	部 数
※ 完成図原図	完成図 ● 原紙 ※ CADデータ ※ PDFデータ 施工図 ● 原紙 ・ CADデータ ● PDFデータ	1 部
※ 完成図 2つ折製本	※ 完成図 ● 施工図 ※ 完成図（縮小版）	※ 2部 ● 部
※ 完成図書	● 完成図（縮小版） ※ A4版市販ファイル ● A4版黒表紙製本 ※ 主要機器図 ※ 試験成績書	※ 2部 ● 部
※ 保守用説明書 A4版ファイル	※ 保守に関する指導案内書 ※ 機器取扱説明書 ※ 主要機器一覧表	※ 2部 ● 部
※ 保証書		1 部
※ 官公署届出書類		1 部
● 原図ケース・製本図面の背表紙に「施設コード・部局名称」ラベルを貼り付ける。		

他工事との取合い

他 工 事 と の 取 合 い		電気設備	機械設備	建 築
● コンクリート壁、床、梁貫通部	補 強	●	●	※
	スリーブ・箱入	※	●	●
● 鉄骨造の開口及び補強		●	●	※
● 照明器具・幹線等の吊りボルト用インサート（くぎ処理共）		※	●	●
● 軽量鉄骨壁のボックス取付用下地		※	●	●
● 埋込分電盤・端子盤・プルボックスの仮枠及び埋込部分の補強	仮 枠	※	●	●
	補 強	●	●	※
● OAフロア・フリーアクセスフロアの切込み及び補強		●	●	※
● 埋込形機器取付用の天井、壁の下地材・仕上げ材	切 り 込 み	※	●	●
	補 強	●	●	※
● 自動開閉装置を付ける防水戸の切込み、補強及びドアクローザ、フロアヒンジ		●	●	※
● 電気室、自家発電機室などの基礎及びビット（蓋を含む）		●	●	※
● 機器付属の制御盤及び操作盤から機器までの配線		●	※	●
● 機器用コントロールスイッチ(空調機、給湯器等)の取付及び配線		●	※	●
● テレビアンテナ	基 礎	●	●	※
	アンカーボルト	※	●	●
● 天井点検口		●	●	※
● 自立型制御盤の基礎		※	●	●
● 機器類のコンクリート基礎	屋 内 ・ 屋 外 設 置	※	●	●
	屋 上 設 置	●	●	※

本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用はすべて受注者の負担とする。
設ける。（寸法等は下図による。建築工事、機械設備工事等一括して表示する）
※ 工事表示板 ● お願い表示板

900

1,200

1,200

1,600

御通行中の皆様へ

御 通 行 中 の 皆 様 へ

令和〇〇年〇月工事完成予定

簡単なバース、又は立面図を掲載する
(拡大カラーコピーを張り付けてもよい)

事業の目的

現在の進捗率〇〇％
事業協力のお願い
工事期間中は、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力よろしく申し上げます。

施工者 〇〇〇〇〇〇建設
連絡先 T E L 〇〇-〇〇〇〇
発注者 鳥取県 建設局
連絡先 鳥取県〇〇総合事務所環境建築局
建築住宅課 〇〇担当
T E L 〇〇-〇〇〇〇

記入要領

1. 書体は角ゴシックとする。
2. お願い表示板は平易な表現及び内容及し、監督員が指示するものとする。

「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の（2）手すり据え置き方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行う。

	HEAD	CHIEF	DRAW	TITLE
				東伯中学校昇降機前防煙スクリーン更新工事
				電気設備特記仕様書（1）
				NO SCALE

ARCH 有限会社 アーク設計工房
一級建築士 第262287号 杉嶋 信次
TEL 0858-52-3599/FAX 0858-52-3599
琴浦事務所

No. E - 1
DRAWING NO 2026.8

15工 事 用 仮 設 物

16土 工 事

17電 線 類

18電 線 本 数 ・ 管 路 等

19屋 外 露 出 配 管 の 仕 上 げ

20露 出 配 管 の 塗 装 (付 属 品 含 む)

21波 付 硬 質 合 成 樹 脂 管 (FEP)

22フ ラ ッ シ ュ プ レ ー ト の 材 質

23カ バ ー プ レ ー ト の 表 示

24プ ル ボ ッ ク ス の 塗 装

25耐 震 施 工

横内につくることが ※ できる ● できない

理 め 戻 し 土 ● 根切土の中の良質土 ● 山砂の類 () ● 真砂土 ()

建設発生土の処理 ● 構外に搬出し適切に処理 ※ 構内敷きならし ● 構内の指示する場所に堆積

本工事で環境配慮の観点から、原則としてEMケーブルを使用するものとする。

EM電線類で規格等の定めのないものはハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。

通信ケーブルでJCS規格にない対数のケーブルはJCS規格に準じたものとする。

盤内配線はEM電線を使用する。ただし、製造者標準品と特記したものは除く。

ハーネスジョイントボックス用OAタップのケーブルはハロゲン及び鉛を含まない材料とする。

分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督職員の承諾を受けて変更してさすつかえない。

屋外露出配管（厚鋼電線管）で塗装を行わない場合は、溶融亜鉛めっき仕上げ [めっき付着量 300g/m²以上] とする。

塗装する部分 ● 屋上 ● 屋側 ● 屋外 ● 廊下 ● 機械室 ● 居室 () ●

波付硬質合成樹脂管（FEP）を使用する場合は不燃又は難燃性とする。

● 金属製（ステンレス、新金属も含む） ● 樹脂製

シール等を貼付け、用途を表示する。

ステンレス製ブルボックスの塗装 ※ 無（素地仕上） ● 有（指定色仕上）

設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。ただし、重量1kN以下の一般機器について、製造者の指定する固定方法を採用する場合は、この限りではない。

1）機器の据付け及び取付け

設計用水平地震力は、機器重量[kN]に、地域係数次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度

		● 特定の施設		● 一般の施設	
設 置 場 所	機 器 種 別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上 層 階 屋 上 及 び 塔 屋	機 器 種 別	2.0	1.5	1.0	1.0
	防振支持の機器		2.0	1.5	
	水 槽 類		1.5	1.0	
中 間 階	機 器 種 別	1.5	1.0	0.6	0.6
	防振支持の機器		1.5	1.0	
	水 槽 類		1.0	0.6	
地 下 及 び 1 階	機 器 種 別	1.0	0.6	0.4	0.4
	防振支持の機器		1.0	0.6	
	水 槽 類		1.5	0.6	

上層階の定義 2～6階建：最上階、7～9階建：上層2階、10～12階建：上層3階、13階以上：上層4階
中間階の定義 地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
水槽類には燃料小出槽を含む

重要機器 (● 配電盤 ● 非常用発電装置 ● 交換装置 ● 直流電源装置 ● UPS装置 ● 火災報知受信機 ● 中央監視制御装置 ● 通信総合盤 ●)

2) 設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

3) 設備機器の耐震支持及びアンカーボルトの許容耐力と選定については、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（一財）日本建築センター）を参考にする。

26接 地 極

接地極の材料は次にによる。

接地の種類	記 号	接地抵抗値	接 地 極
● 共 同 接 地	E _A E _D	10Ω以下	EB×3連－2組
● 共 同 接 地	E _A E _C E _D	10Ω以下	EB×3連－2組
● A 種	E _A	10Ω以下	EB×3連－2組
● B 種	E _B	Ω以下	EB×2連－2組
● C 種	E _C	10Ω以下	EB×3連－2組
● D 種	E _D	100Ω以下	EB×1
● 高 圧 避 電 器	E _{LH}	10Ω以下	EB×3連－2組
● 交 換 機 用	E _t	Ω以下	EB×3連－1組
● 通 信 用	E _A t	10Ω以下	EB×3連－2組
● 通 信 用	E _D t及びE _{Da}	100Ω以下	EB×1
● 電話引込口の保安器用	E _{Lt}	100Ω以下	EB×1
● 測 定 用	E _o	－	EB×1

(連結の場合、EBはD＝14 L＝1500 または W＝40 L＝1200とする)
(E_o,E_Dt,E_{Da},E_Lt,E_oの場合、EBはD＝10 L＝1000 または W＝30 L＝900 以上とする)
(その他単独の場合、EBはD＝14 L＝1500 または W＝40 L＝1200とする)

ステンレス製または鋼材に溶融亜鉛メッキを施したものとす。

外気に面する壁、スラブ等で打ちこみなと位置ボックスは保温、結露防止処理を行う。

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 9章 環境配慮改修工事 1節 石綿含有建材の除去工事による。

処理を行うアスベスト含有建材の仕様等

建材の内容・箇所	仕 様 等	処理を行う範囲

※ 県有施設の石綿除去等に係る施工業者の登録制度による登録業者を活用するものとする。

※ 官公署その他への手続きは、同仕様書によるほか、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、石綿障害予防規則、鳥取県石綿健康被害防止条例等の関係法令に基づいて行う。

● 施工調査（分析によるアスベスト含有建材の調査）を行う。

分析方法はJISA1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。

● アスベスト粉じん濃度測定を行う。

(測定時期： 測定場所： 測定点：)

● 洗浄設備（洗眼、うがいの設備）及び更衣設備を設ける。

● 作業場の養生として、処理場所をプラスチックシート等で囲い、外部への粉じん飛散を防止する。

対象箇所 ()

一 般 共 通 事 項

30補 修 な ど

31は つ り

32はつり工事における非破壊検査

33あと施工アンカー

34室内空気中の化学物質の濃度測定

35火 災 保 険 等

36鳥取県公共事業環境配慮指針

37建 築 物 省 エ ネ 法

1 照 明 器 具

2 一 般 照 明 の 照 度 測 定

3 非 常 用 照 明 の 照 度 測 定

4 照 明 制 御 の 照 度 測 定 等

1 機 器 へ の 接 続

2 大 地 抵 抗 率 の 測 定

2 外 部 雷 保 護 設 備 接 地 シ ス テ ム

1 変 圧 器 移 動 車 輪

2 デ マ ン ド 監 視 装 置

3 盤 内 照 明

1 交 流 無 停 電 電 源 装 置 (UPS)

1 自 家 発 電 装 置

● ディーゼル発電装置

● ガスエンジン発電装置

● ガスタービン発電装置

● 熱 併 給 発 電 装 置

● 燃料電池発電装置

2 太 陽 光 発 電 装 置

1 交 換 装 置

2 保 安 器 用 接 地

3 壁 付 電 話 機 と の 接 続

4 回 線 数

5 電 話 機

6 電 話 機 へ の 配 線

1 マ ル チ サ イ ン 装 置

2 出 退 表 示 装 置

3 時 刻 表 示 装 置

1 プ ロ ジ ェ ク タ

工事の施工に伴い既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する。

既存のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターによる。

探査方法 ※電磁誘導式 ● 放射線透過検査 ●

1) 施工後確認試験 ※ 行わない ● 行う

試験方法 引張試験機による引張試験

確認強度 対象機器ごとのアンカーボルト1本に作用する引抜き力以上

試験箇所数 1施工単位に対し1本以上

対象機器 ● 配電盤 ● 発電装置 ● 直流電源装置 ● 太陽光発電装置

実施する。

工事目的物及び工事材料等工事施工途中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に加入する。

(保険の加入期限は、工事完成引渡しまで【概ね工期+21日】とする。)

※ 対象工事

※ 対象工事

1) LEDの光源色は別図面に指定がある場合を除き下記による。

LEDの光源色 (※ 昼白色 ● 温白色 ● 電球色)

測定結果を監督職員に提出する。(測定箇所等は、監督職員の指示による。)

※ 設置した各部屋2箇所以上 ●

明るさセンサーによる照明制御を行う部屋は照度測定を行い測定表を監督職員に提出する。なお、測定箇所は監督職員の指示による。

照度測定時期 100％点灯時 (※ 夜間 ● 昼間)

調光制御点灯時 (※ 夜間 ※ 昼間)

※ 電動機などへの接続は本工事とする。 ● 別途工事

● 工事着手前に大地抵抗率を測定し、測定表及び接地極省略判定記録書を監督職員に提出する。

● 構造体利用接地極 ● A型接地極 ● B型接地極

75kVA以上に取付。

● 本工事 ● 別途工事

前・後に設置する。

停電補償時間 (分)

方式 (● 常時インバータ給電方式 ● ラインインタラクティブ方式 ● 常時商用給電方式)

運転時間 (h)

系統連系 (● 高圧連系 ● 高圧受電低圧みなし連系 ● 低圧連系 ● 無)

出力 (kW)

配電盤外箱 (● 有 ● 無)

保安装置 (重故障項目特記 ● 有 ● 無)

外部用端子 (● 要 ● 不要)

減圧水槽及び初期注水槽の材質 (● 銅板製 ● ステンレス銅板製)

オイルタンク (● 地下 ● 屋内)

据付：機械設備工事標準図 (● 施工30、32 (タンク室無し) ● 施工31、33 (タンク室有り))

燃料小出槽 (注)：返油ポンプのあるシステムでフロートスイッチの上限フロートは通過形接点とする。

材質 (● 銅板製 ● ステンレス製)

燃料油等 (● 灯油 ● 軽油 ● 重油 ● 燃料ガス ())

排気系統配管断熱材の厚さ (mm)

ばい煙測定口 (● 設ける ● 設けない)

排気ガスに含まれる窒素酸化物 (以下)

運転音 (d B以下)

系統連系 (● 高圧連系 ● 高圧受電低圧みなし連系 ● 低圧連系 ● 無)

公称最大出力 (kW)

耐風速 (m/s)

パワーコンディショナ (相 線式 V)

定格容量 (kW)

自立運転機能 (● 有 ● 無)

表示装置 (● 有 ● 無)

方式 (※ 液晶 ●)

系統連系 (● 高圧連系 ● 高圧受電低圧みなし連系 ● 低圧連系 ● 無)

定格出力 (kW)

局線応答方式 (● 局線中継台方式 ● 分散中継台方式 ● ダイアルイン方式 ● ダイレクトインダイヤル方式 ● ダイレクトインライン方式)

停電補償時間 (分)

※ 本工事 ● 別途工事

※ モジュラージャック ● 電話用プレート

内線 / / 回線 局線 / / 回線 (現用/実装/容量)

● 一般電話機 台 ● 多機能電話機 台 ● ファクシミリ 台

● デジタルコードレス電話機 台 ● IP電話機 台

卓上電話機1台につき次のものを見込む。

● ボタン電話機 (● EM-BTIE 0.4-2P ●) (※ 15m ●)

● 内線電話機 (● EM-TIEF 0.65-2C ● TIVF 0.65-2C) (※ 15m ●)

● 多機能電話機 (● EM-BTIE 0.4-2P ●) (※ 15m ●)

● IP電話機 (● EM-UTP 0.5-4P ●) (※ 15m ●)

イメージスキャナ (● 設ける ● 設けない)

制御装置 (● 壁掛形 ● 埋込形 ● 据置形)

呼出機能 (● 有 ● 無)

方式 (● 発光ダイオード ● 液晶 ●)

観時計 (● 壁掛形 回線 ● ラック形 回線)

太陽電池式屋外時計 (点灯時間 h 点灯保証日数 日)

光出力 (● I形 ● II形 ● III形)

解像度 (● A形 ● B形 ● C形)

コントラスト比 (● X形 ● Y形)

10 設 拡 備 声

11 支 援 接 導

12 火 災 報 知 設 備

13 構 内 配 電 線 路

14 構 内 通 信 線 路

15 テ レ ビ 電 波 受 信 障 害 調 査

16 そ の 他

1増 幅 器

形式 (● 卓上形 ● ラック形)

定格出力 (W)

性能 (● Hi形 ● Lo形)

● 増幅器の入出力配線と外部配管（壁ボックス等）の接続はコネクタによる。

1音 声 誘 導 装 置

検出方式 (● 磁気方式 ● 無線方式 ● 画像認識方式)

1自 動 火 災 報 知 設 備

2自 動 閉 鎖 設 備

3ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備

受信機 (● 型 級 回線 (蓄積型) ● 複合形 ● 単独形)

● 防火戸用 (※ ラッチ式 ● 電磁式)

● 防煙ダンパー用 (※ 電動復帰 ● 手動復帰)

● 防火シャッター用 (※ 別途工事 ● 本工事)

検知器 (● 天井取付形 ● 壁取付形)

埋設深さ ※ GL-300以上、舗装のある場合は路盤下-300以上とする。

● GL-600以上 (● 車路 ● 高圧配線 ● 幹線 ●)

蓋の記号表示は鋳型流込み（鳥取県又は鳥取県章、及び用途を記入）とし、ハンドホール内のケーブル支持等はマンホールに準じて行う。アスファルト舗装面に使用するハンドホール及び鉄蓋はアスファルト舗装用とする。

● 閉鎖形 (● 軽耐塩形 ● 重耐塩形)

● 地絡継電器付 (※ 方向性 ● 無方向性)

● 避雷器内蔵

※ 別置制御装置までの制御ケーブルを付属する。

高圧ケーブルの両端部にシースの縮み対策（熱伸縮テープによるシースずれ止め対策等）を行う。

● 一般形 ● 耐塩形

※ 高圧 ● 低圧

照明用ボールには配線用遮断器（トリップ機能なし）又はカットアウトスイッチ（素通しヒューズ）を内蔵する。ただし、ガーデンライトは除く。

1施 工 方 法

埋設深さ ※ GL-300以上、舗装のある場合は路盤下-300以上とする。

● GL-600以上 (● 車路 ● 高圧配線 ● 幹線 ●)

蓋の記号表示は鋳型流込み（鳥取県又は鳥取県章、及び用途を記入）とし、ハンドホール内のケーブル支持等はマンホールに準じて行う。アスファルト舗装面に使用するハンドホール及び鉄蓋はアスファルト舗装用とする。

● データ回線 ● 電話 ● CATV ●

1調 査 仕 様

図面に記載されていない事項は、すべて（一社）日本CATV技術協会の「建造物によるテレビ受信障害調査要領」及び「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）」の最新版により調査を行い、同協会の技術審査を受けるものとする。

※ 事前 ● 中間 ※ 事後

中継局 波： 地点

中継局 波： 地点

※ 事前 3部 ● 中間 部 ※ 事後 3部

① 機 器 取 付 高

機器取付高は下記を標準とする。ただし、天井高3m以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は監督職員と協議する。

名 称	測 点	取付高 (mm)	
電力源	取引用計器	地上～窓中心 1,800～2,000	
	引込開閉器	地上～中心 1,800～2,200	
	分電盤・OA盤・実験盤	床上～中心 1,500 (上端1,900以下)	
	スイッチ	” 1,300	
通 信	” (多機能トイレ)	” 1,100	
	コンセント (一般)	” 300	
	” (和室)	” 150	
	” (台上)	台上～中心 150	
	” (土間)	床上～中心 800～1,300	
空 気	” (車椅子用)	” 900	
	ブラケット (一般)	” 2,100～2,300	
	” (踊場)	” 2,000～2,500	
	” (鏡上)	鏡上端～中心 150	
動 力	壁掛形制御盤	床上～中心 1,500 (上端1,900以下)	
	手元開閉器	” 1,500	
	操作スイッチ	” 1,300	
構 内 交 換 線	端子盤	床上～下端 300	
	保安器箱	天井下～上端 200	
	壁付アウトレット	床上～中心 300	
	” (和室)	” 150	
電 気 計 画	壁掛形観時計	床上～中心 1,500 (上端1,900以下)	
	子時計	” 天井高×0.9	
配 声	壁掛形スピーカ	床上～中心 天井高×0.9	
	壁付アッテネータ	” 1,300	

2 工事のため送電線及び配電線の近くで作業するときは、事前に中国電力に連絡し、事故防止に努めるものとする。

III. 機 材

工事に使用する機器及び材料は、図面に仕様等が明記してあるものを除き、原則として標準仕様書に規定するもの及び（一社）公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」による。

ただし、盤類は上記によるほか以下の製造業者とする。

㈱ 永 井 電 機 工 業 所

㈱ 平 木 電 機 産 業

小 林 制 電 ㈱

㈱ 富 士 オ ー ト メ ー シ ョ ン

勝 英 産 業 ㈱

㈱ 増 岡 電 機 製 作 所

東伯中学校昇降機前防煙スクリーン更新工事

電気設備特記仕様書（2）

NO SCALE

ARCH 有限会社

一級建築士 第262287号 杉嶋 信次

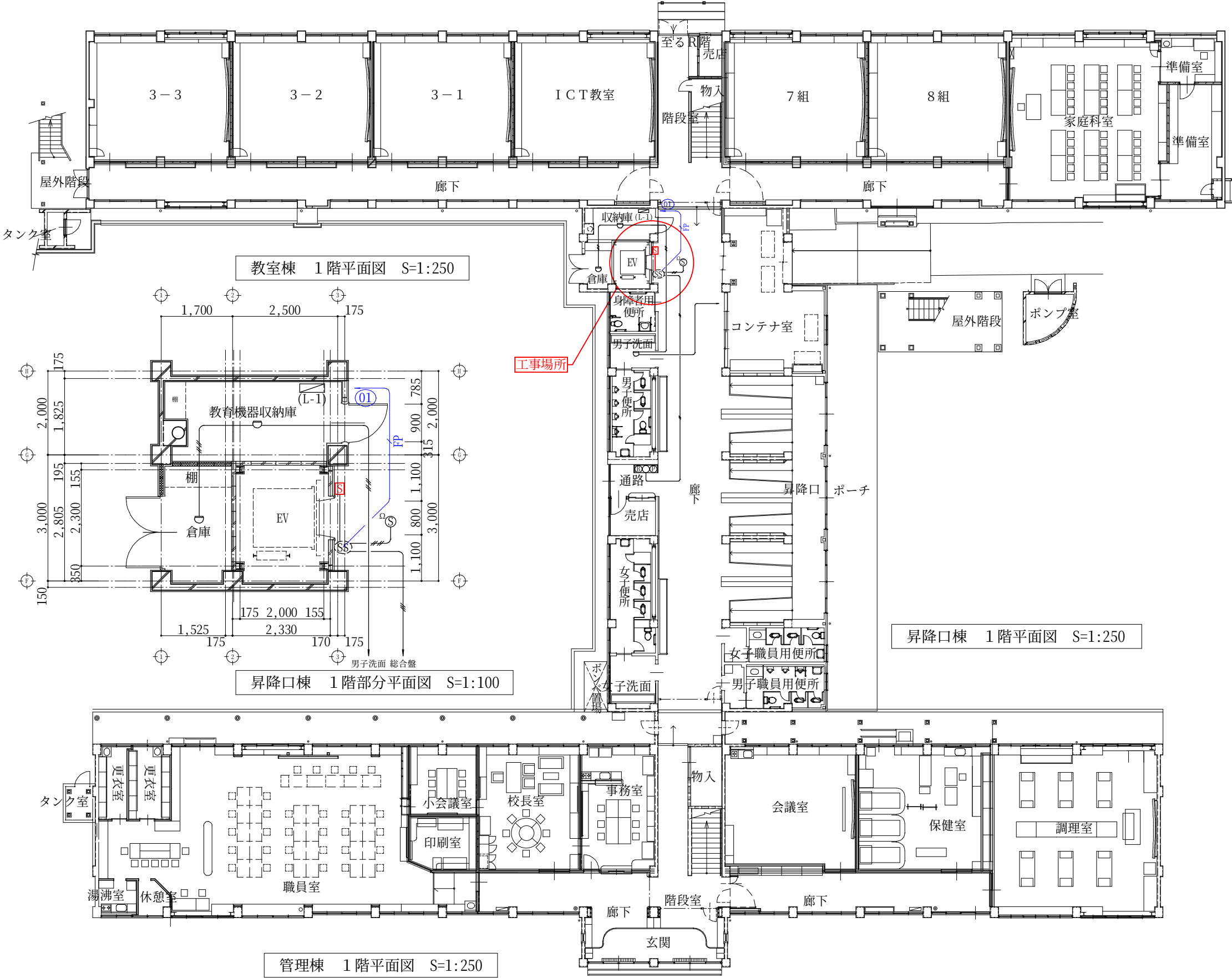
TEL 0858-52-3599/FAX 0858-52-3599

琴浦事務所

NO. E - 2

DRAWING NO 2026.8

記号	名 称	摘 要
☒	総合盤	ヘル、ランプ、発信機内臓 消火栓組込
○	感知器	差動式、スポット型、2種
□	感知器	光電式、スポット型、2種 点検ボックス付
⊙	感知器	光電式、スポット型、3種
Ⓢ	自閉装置	防煙スクリーン(天井内)
Ω	終端抵抗	
☒	手動閉鎖装置	防煙スクリーン附属品
特記なき配線は下記による		
———	HP1.2-2P	
———	HP1.2-3P	
———	AE0.9-4C(コカシ)	
———	CPEE1.2-2C(PF16)	
———FP	FP-C 2.0-3C	



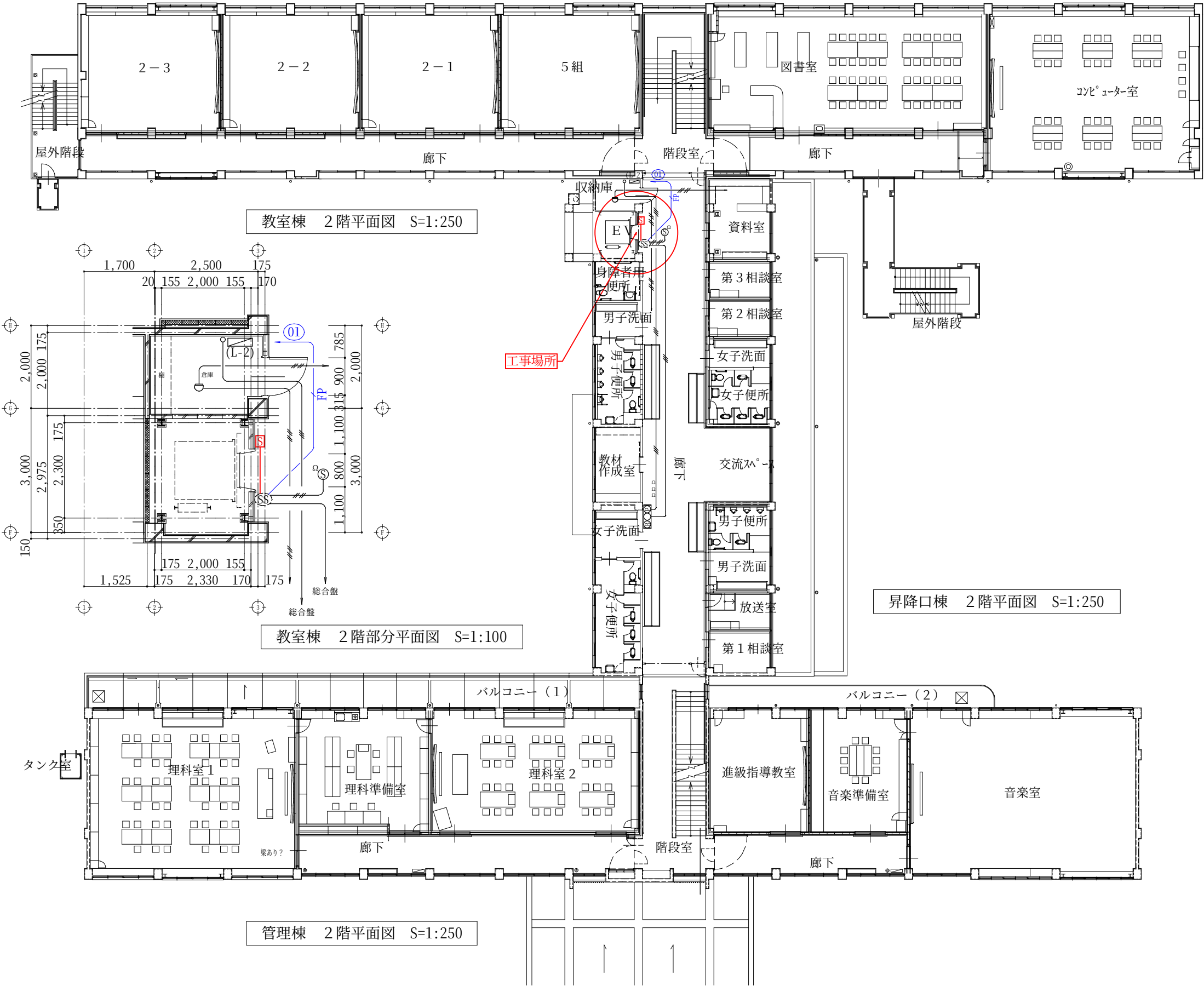
HEAD	CHIEF	DRAW	TITLE
			東伯中学校昇降機前防煙スクリーン更新工事
			1階電気設備図

東伯中学校昇降機前防煙スクリーン更新工事	S
1階電気設備図	S=1:250

ARCH	有限会社 アーク設計工房
	一級建築士 第262287号 杉嶋 信次
琴浦事務所	TEL 0858-52-3599/FAX 0858-52-3599

NO.	E - 3
DRAWING NO.	2026.8

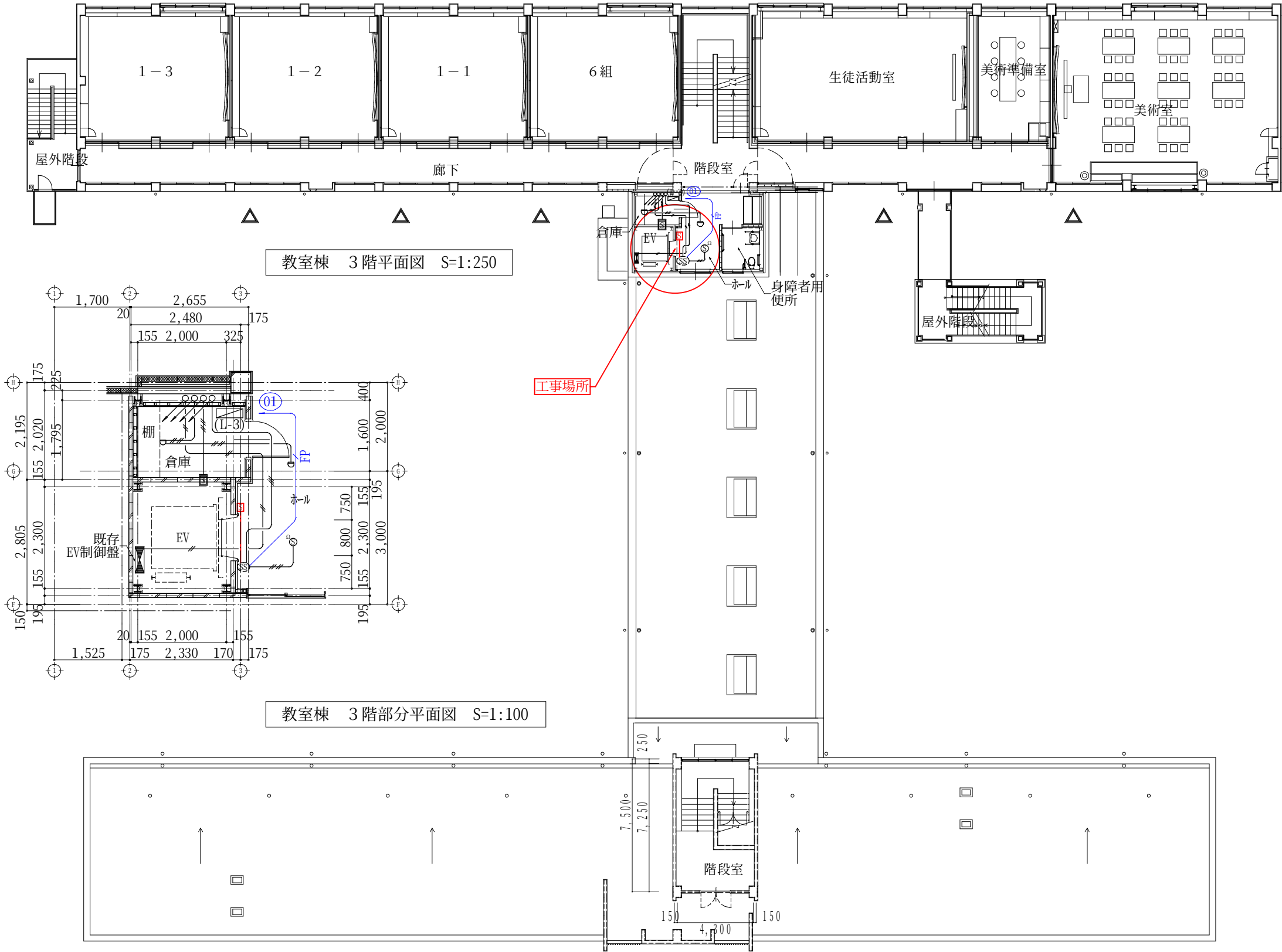
記号	名 称	摘 要
☒	総合盤	ヘル、ランプ、発信機内臓 消火栓組込
○	感知器	差動式、スポット型、2種
□	感知器	光電式、スポット型、2種 点検ボックス付
⊙	感知器	光電式、スポット型、3種
Ⓢ	自閉装置	防煙スクリーン(天井内)
Ω	終端抵抗	
☒	手動閉鎖装置	防煙スクリーン附属品
特記なき配線は下記による		
———	HP1.2-2P	
———	HP1.2-3P	
———	AE0.9-4C(コカシ)	
———	CPEE1.2-2C(PF16)	
———FP	FP-C 2.0-3C	



記号	名 称	摘 要
☒	総合盤	ヘル、ランプ、発信機内臓 消火栓組込
○	感知器	差動式、スポット型、2種
□	感知器	光電式、スポット型、2種 点検ボックス付
⊙	感知器	光電式、スポット型、3種
Ⓢ	自閉装置	防煙スクリーン(天井内)
Ω	終端抵抗	
☒	手動閉鎖装置	防煙スクリーン附属品

特記なき配線は下記による

———	HP1.2-2P
———	HP1.2-3P
———	AE0.9-4C(コパシ)
———	CPEE1.2-2C(PF16)
———	FP-C 2.0-3C



HEAD

CHIEF

DRAW

TITLE

東伯中学校昇降機前防煙スクリーン更新工事

3階電気設備図

S S=1:250
S=1:100

ARCH

有限会社 アーク設計工房
一級建築士 第262287号 杉嶋 信次
TEL 0858-52-3599/FAX 0858-52-3599

NO.

E - 5

DRAWING NO
2026.8